

令和8年（2026年）5月22日

保護者の皆様

豊中市立第十七中学校
校長 柳井 恒哉

非常変災時の措置について（変更）

保護者の皆様にはますますご清祥のことと、お喜び申し上げます。

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

非常変災時の措置につきまして、豊中市教育委員会事務局より変更をする旨の通知がありました。通知を踏まえ、本校においても次の通りといたしますので、お知らせいたします。なお、この変更につきましては、5月29日からいたします。

記

【変更前】

非常変災時に自宅待機や臨時休校等の措置をするのは、
豊中市もしくは豊中市を含む地域に下記の気象情報のいずれかが発令された場合

- ・「暴風警報」「暴風特別警報」
- ・「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」「大雨特別警報」
- ・「洪水警報」



【変更後】

非常変災時に自宅待機や臨時休校等の措置をするのは、
豊中市もしくは豊中市を含む地域に下記のいずれかが発令された場合

- ・「暴風警報」「暴風特別警報」
- ・「レベル3大雨警報」「レベル4大雨危険警報」「レベル5大雨特別警報」

- ※ 「暴風警報」「暴風特別警報」は従来からの変更はありません。
- ※ 警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます。「レベル3大雨警報」は、従来の「大雨警報」に相当します。
- ※ 従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。
(旧)「洪水警報」→【猪名川、神崎川】(新)「レベル3氾濫警報」
→【上記以外の河川】(新)「レベル3大雨警報」
- ※ 本校は、猪名川及び神崎川の浸水想定区域外であることから、氾濫警報が発令されても自宅待機や臨時休校とはならず、通常通りの授業です。
- ※ 上記にかかわらず、学校と教育委員会が協議の上、校区の状況について危険であると判断する場合は、自宅待機ならびに臨時休業とする場合があります。